

2022年3月8日  
証券コード 7228

株 主 各 位

静岡県周智郡森町一宮4805番地

株式会社 **デイトナ**

代表取締役社長 織田 哲司

## 第50期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて、書面（郵送）による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。

お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午前10時30分  
（受付開始時刻 午前10時）
  2. 場 所 静岡県浜松市中区板屋町110-17  
ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）  
※本年もお土産の配布、商品の展示及び現況説明会は中止させていただきます旨、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
  3. 目的事項  
報告事項
    1. 第50期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第50期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
- |       |                                       |
|-------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                              |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                              |
| 第3号議案 | 取締役7名選任の件                             |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件                             |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件                           |
| 第6号議案 | 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

◎当日のご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<https://www.daytona.co.jp>）に記載しますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ

### 【当社の対応について】

- ・本総会会場における座席の間隔を拡げるため、ご用意できる座席数が例年より減少いたします。そのため、当日ご来場いただいたにもかかわらず、やむを得ず入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。
- ・株主総会の議事を円滑かつ効率的に執り行うことにより、所要時間の短縮化に取り組みます。
- ・本総会の運営スタッフは、マスクを着用して対応いたします。
- ・本総会に出席する役員は、マスクを着用させていただく場合がございます。

### 【株主の皆様へのお願い】

- ・株主総会開催当日の感染状況やご自身の体調にくれぐれもご留意のうえ、株主総会にご出席の株主様におかれましては、マスクのご着用をお願い申し上げます。
- ・受付にて検温及び手指のアルコール消毒を実施しますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。なお、ご協力いただけない株主様及び体調不良とお見受けする株主様におかれましては、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

※本総会当日までの感染拡大状況や政府等の発表内容に応じて、上記対応及び開催場所や開催時間等を変更する場合は、当社ホームページ (<https://www.daytona.co.jp>)にてお知らせいたします。

(添付書類)

## 事 業 報 告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症への対処が続く中、生活者の消費行動の変化やそれに合わせた企業の対応も進みました。しかしながら、繰り返す感染の波と次々と変異する新型コロナウイルスへの対応は収束の時期が見えず、先行き不透明感が続く状況となりました。

二輪車業界では、密を回避できる趣味や通勤手段として免許取得者や車両購入者が大きく増加する一方、車両メーカーでは原材料不足等による生産の遅延や中古車両の需要増加に伴う販売価格の高値推移なども見られました。

二輪車の国内新車販売台数は、業界新聞社の推定では前年比14%増の41万8千台となり、昨年に続き増加傾向が顕著となりました。特に趣味性の高い排気量251cc以上の小型二輪クラスは前年比24.5%の大幅伸長となりました。

当社グループでは、免許取得者の増加や車両販売の好調を背景に引き続き販売は大きく伸長し、シーズンを通して前年を上回る売上の増加傾向が続きました。利益に関しても、売上高の増大に加え、引き続き直接訪問による営業活動の自粛など、販売管理費用の抑制傾向も続いた結果、営業利益以下の利益が大きく増加しました。

この結果、当連結会計年度の連結売上高は125億36百万円（前期比26.5%増）、営業利益は18億28百万円（前期比54.0%増）、経常利益は18億88百万円（前期比57.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は13億23百万円（前期比63.0%増）となりました。また、連結における自己資本比率は65.7%、自己資本当期純利益率については27.8%となり大きく向上しました。

#### [国内拠点卸売事業]

国内拠点卸売事業では、(株)デイトナおよび(株)ダートフリークの卸売事業をセグメントとしております。

(株)デイトナでは、ツーリングバッグ、インカム、スマホマウント等のツーリング用

品を中心にメンテナンス用品や新型車両対応商品が好調に推移すると共に、取り扱いジャンルのほとんどが前年を上回る状況となり、市場全体の活況ぶりが当社にも反映された状況となりました。また、㈱ダートフリークでも主軸のオフロード関連商品の販売が伸長した結果、国内拠点卸売事業の売上高は98億27百万円（前期比29.9%増）、セグメント利益は16億6百万円（前期比49.6%増）となりました。

#### [アジア拠点卸売事業]

アジア拠点卸売事業では、首都ジャカルタのあるジャワ島を中心に販売網の整備を推進した結果、売上高が順調に伸長しました。新型コロナウイルスの影響はインドネシアでも深刻な状況が続いており、一時は日本人従業員の帰国措置も取りましたが、現地スタッフとリモート接続等によるコミュニケーションを通じて取引先開拓などを推進しました。

この結果、売上高は2億12百万円（前期比212.1%増）、セグメント利益は5百万円（前期はセグメント損失32百万円）となりました。

#### [小売事業]

小売事業は、バイク用部品用品小売店舗等を展開する㈱ライダーズ・サポート・カンパニーと㈱ダートフリークの小売部門をセグメントとしております。

㈱ライダーズ・サポート・カンパニーが運営するバイク用品・部品小売のライコランドFC事業においては、前年10月に1店舗を閉店してから2店舗での運営となりましたが、期間を通しては来客数も多く、3店舗で運営していた前年を上回る好調な販売状況となりました。

この結果、売上高は23億96百万円（前期比7.4%増）、セグメント利益は1億88百万円（前期比45.1%増）となりました。

#### [その他]

その他事業の太陽光発電事業は、降雨など荒天により日照時間の短い時期もありましたが、期間を通じては前年並みの発電量を確保することが出来ました。また設備の減価償却費が減少したことで利益が増加しました。

リユースWEB事業では、中古部品の仕入先の確保により、売上高は前期から大幅に伸長し、利益面でも黒字化まであと一步というところになりました。

この結果、その他事業における売上高は2億72百万円（前期比48.9%増）、セグメント利益は26百万円（前期はセグメント損失0百万円）となりました。

(参考事項)

当社の商品区分別の販売実績は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	内 容	売 上 高	構 成 比	前 期 比 増 減 (△)	前 期 売 上 実 績	
国内向け事業	二 輪 車 ア フ タ パ ー ツ	アメリカン・シングル車用	562	7.1	53.0	367
		ミニバイク用	148	1.9	18.7	125
		スクーター用	243	3.1	△1.8	248
		ビッグバイク用	970	12.3	18.6	817
		メンテナンス用品	1,702	21.7	19.1	1,429
		ツーリング用品	2,083	26.9	36.1	1,531
		ライディングウェア類	556	7.1	71.6	324
		バイク用ガレージ	140	1.8	△1.3	142
		リユース	186	2.4	86.0	100
	その他	71	0.5	39.3	51	
電 動 ア シ ス ト 自 転 車	電動アシスト自転車本体	190	2.4	20.9	157	
特 機 事 業	除雪機	32	0.4	107.2	15	
そ の 他	太陽光売電収入	86	1.1	3.9	83	
海外向け事業	北 米	ハーレー、ATV用補修パーツ	307	3.9	26.5	243
	欧 州	ホットグリップ、 メーター、ウィンカー、 ミニモトエンジン	551	7.0	79.5	307
	そ の 他	アジア、中南米、 オーストラリアなど	29	0.4	37.8	21
合 計		7,856	100.0	31.8	5,960	

(注) 国内向け事業は商品ジャンルで区分、海外向け事業は地域で区分しております。

## 2. 設備投資等及び資金調達の状況

### ① 設備の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資の総額は、1億35百万円であります。主なセグメント別の設備投資額は国内拠点卸売事業が1億2百万円、小売事業が32百万円です。

### ② 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達におきましては、特に記載すべき事項はありません。

### 3. 対処すべき課題

引き続き新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）の影響により、取り巻く環境が大きく変化しております。3密を回避できる趣味、移動手段として二輪車・電動アシスト自転車の需要が高まる中、需要の大幅な増加に対応する商品の調達や供給の課題が大きくなっております。また、原材料不足や海上運賃の高騰、為替の円安の進行など利益減少への対処も重要です。これらの課題に対処すると共に、新たな免許取得者等の増加など市場やユーザーの変化を的確に察知し、魅力ある商品供給を通じて既存の二輪事業での勝ち残りを進めながら、永續発展のため新規事業の多角的展開を継続し更なる成長を目指します。

#### (1) 新規事業へのチャレンジ、事業化の推進

二輪車関連の部品用品の卸売、小売が主体である当社グループにおいて、同一市場の成熟化や衰退は将来の経営リスクとなります。これまで二輪車事業で培ってきた企画・開発力を活かした新たな事業展開、また二輪車関連とは異なる新たな領域での事業展開も検討が必要です。将来的には当社の売上構成比の25%程度を二輪車アフターパーツ以外で構成できるよう、事業展開、M&Aなどを推進してまいります。

#### (2) 需要拡大への対処

新型コロナの発生以来、大幅な需要の増加が続き、これまでの出荷供給体制の処理能力を超える状況も見られるようになりました。出荷システムの改修を進めた結果、処理能力は大きく向上しましたが、今後の更なる需要増に備え設定した目標値には未達となっており、引き続き対応を進めてまいります。

また、需要増は発注業務にも大きな影響が出ており、発注量の増大に対しては発注点基準の見直し、業務システムの見直し等により対処しておりますが、世界的な新型コロナの影響により、海外調達品を中心に原材料不足や海上運送の遅延による納期遅延も発生しております。ある程度の在庫バッファを持つことで対応しておりますが、一方で在庫量の増加につながり、資金の滞留や保管倉庫のキャパシティの問題も出てまいりますので、バランスを取りながら引き続き対処を進めてまいります。

#### (3) 国内市場における商品力、ブランド力の強化

新型コロナによる国内需要の大幅な増加により、既存商品の需要も大きく伸びております。国内二輪車部品用品市場における最も重要な施策であるユーザー支持率No.1ブランドの確立に向けて、主要な商品ジャンルにおけるシェア拡大を指標に、新商品開発及び商品改良に注力します。また、引き続きユーザーの在宅時間増加による情報収集方法の変化に対応した販売促進、情報提供の強化を行いま

す。営業活動においてはオンラインの活用、ユーザーに向けては動画による商品訴求の充実など、効果的なコミュニケーションを推進してまいります。

#### (4) 海外市場の展開

国内事業が主体の当社において、海外販路の展開は重要な成長課題です。インドネシアの子会社では販路の再構築も進み、順調に出荷が増加し始めております。また先進国の欧米も出荷増加の傾向が見られます。引き続き在外子会社や現地ディストリビューターと連携し、世界のバイクライダーに認知、支持されるブランド、グループを目指して成長を推進してまいります。

#### (5) コーポレートガバナンス・コード（CGコード）への対応

2022年4月から東証の市場再編によりスタンダード市場への上場が決定しております。現在のJASDAQ市場ではCGコードの基本原則の5つの対応が求められておりましたが、スタンダード市場ではこれまで東証1部、2部の本則市場に求められていたコードの全原則への対応が求められます。昨年12月末の市場区分変更申請の段階では、コードを実行していないため、説明による対応とした項目も残す状況ですので、今後は遵守できる項目を増やすことが出来るよう体制の整備を進めてまいります。

#### (6) 持続可能な開発目標（SDGs）への取組

当社の経営理念にもある、社会の一員として役立つために、国際社会の共通目標であるSDGsに取り組んでまいります。2021年2月には当社が運営する太陽光発電設備を利用して当社グループの使用電力すべてを再生可能エネルギーとすることとし「再エネ宣言RE Action」への参加を決定しました。また愛知県設楽町とのパートナーシップ協定、リユース事業による資源の再利用化なども推進しています。今後は企業や自治体が保有する施設の屋根などを利用して太陽光発電パネルを設置するPPA事業の検討など、さらなる環境負荷の低減、CO2排出量の削減を進めてまいります。

#### 4. 財産及び損益の状況の推移

##### ①企業集団

区 分	第47期 (2018年12月期)	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (2021年12月期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)	8,097	8,606	9,910	12,536
経常利益(百万円)	624	705	1,199	1,888
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	401	458	811	1,323
1株当たり当期純利益(円)	171.48	195.49	346.33	564.56
総資産(百万円)	6,515	6,761	7,282	8,169
純資産(百万円)	3,018	3,450	4,212	5,444
1株当たり純資産額(円)	1,271.41	1,450.23	1,771.02	2,289.75

- (注) 1. 当社では、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。なお、第47期から第49期までにつきましては「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて連結財務諸表を作成しておりますので、参考までに当該数値を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を用いております。

##### ②当社

区 分	第47期 (2018年12月期)	第48期 (2019年12月期)	第49期 (2020年12月期)	第50期 (2021年12月期) (当期)
売上高(百万円)	4,511	5,021	5,960	7,856
経常利益(百万円)	324	508	923	1,370
当期純利益(百万円)	211	349	663	975
1株当たり当期純利益(円)	90.27	149.03	283.26	416.12
総資産(百万円)	4,033	4,418	4,871	5,522
純資産(百万円)	2,526	2,848	3,467	4,349
1株当たり純資産額(円)	1,061.72	1,193.76	1,453.02	1,823.10

- (注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づいて算出しております。なお、期中平均発行済株式数及び期末発行済株式数は自己株式数を控除した株式数を用いております。



## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### 重要な子会社の状況

子 会 社	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー	百万円 51	% 85.3	二輪車部品・用品の小売販売
PT. DAYTONA AZIA	千米ドル 937.6	% 99.6	二輪車部品・用品の開発・卸販売
株式会社ダートフリーク	百万円 10	% 100.0	二輪車部品・用品の開発・卸販売及び小売販売

## 6. 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

セ グ メ ン ト	事 業 内 容
国内拠点卸売事業	二輪車部品・用品の開発・卸販売
アジア拠点卸売事業	二輪車部品・用品の開発・卸販売
小 売 事 業	二輪車部品・用品の小売販売
そ の 他	太陽光発電電事業及びリユースWEB事業

## 7. 主要な事業所（2021年12月31日現在）

### ①当社

本社・物流センター 静岡県周智郡森町

### ②子会社

株式会社ライダーズ・サポート・カンパニー	千葉県柏市（本社・店舗） 埼玉県上尾市（店舗） 栃木県宇都宮市（店舗）
PT. DAYTONA AZIA	Bekasi, Indonesia（本社・倉庫）
株式会社ダートフリーク	愛知県瀬戸市（本社・物流センター・店舗）

## 8. 従業員の状況（2021年12月31日現在）

### ①企業集団

セグメント	従業員数（名）	前期比増減（△）
国内拠点卸売事業	147 (38)	15 (12)
アジア拠点卸売事業	8 (7)	1 (4)
小売事業	45 (25)	4 (3)
その他の	－ (－)	－ (－)
合計	200 (70)	20 (19)

（注） 臨時雇用者は、従業員数欄の（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社

従業員数	前期比増減(△)	平均年齢	平均勤続年数
87名	5名	42.94才	15.68年

（注） 従業員数には、他社への出向者（3名）、臨時雇用者他（13名）及び使用人兼務役員（3名）は含まれておりません。

## 9. 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社清水銀行	148,412
株式会社三菱UFJ銀行	44,196
株式会社みずほ銀行	53,118

千円

## II 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

1. 発行済株式の総数 普通株式 2,343,869株(自己株式1,260,731株を除く)
2. 株主数 3,051名
3. 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
有 限 会 社 エ ー ビ ー イ ー	500	21.33
株 式 会 社 デ ィ ー エ フ	211	9.03
株 式 会 社 コ シ ダ テ ッ ク	136	5.80
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )	77	3.32
QUINTET PRIVATE BANK (EUROPE) S. A. 107704	67	2.86
デ イ ト ナ 社 員 持 株 会	32	1.40
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	28	1.22
船 津 英 世	27	1.18
株 式 会 社 ジ ェ イ ・ テ ィ ・ シ ー	26	1.11
ス ル ガ 銀 行 株 式 会 社	20	0.85

(注) 当社は自己株式1,260,731株を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。なお、持株比率は、当事業年度末日における発行済株式（自己株式を控除後）の総数に対する割合であります。

4. その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## III 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度中の新株予約権交付の状況  
該当事項はありません。

## 2. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年12月31日現在）

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

- ・新株予約権の数1,156個
- ・目的となる株式の種類及び数
  - ・普通株式115,600株（新株予約権1個につき100株）
- ・取締役の所有する新株予約権

	回次（行使価額）	行使期間	個数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	第1回（1円）	2006年4月25日 ～2036年4月24日	114個	1名
取締役 （社外取締役を除く）	第3回（1円）	2016年4月9日 ～2046年4月8日	255個	5名
取締役 （社外取締役を除く）	第4回（1円）	2017年5月9日 ～2047年5月8日	210個	5名
取締役 （社外取締役を除く）	第5回（1円）	2018年5月8日 ～2048年5月7日	160個	5名
取締役 （社外取締役を除く）	第6回（1円）	2019年4月11日 ～2049年4月10日	170個	5名
取締役 （社外取締役を除く）	第7回（1円）	2020年4月9日 ～2050年4月8日	145個	5名
取締役 （社外取締役を除く）	第8回（1円）	2021年4月9日 ～2051年4月8日	102個	5名

## 3. その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	織 田 哲 司		PT. DAYTONA AZIA取締役 ㈱ダートフリーク取締役
取 締 役 会 長	鈴 木 紳 一 郎		㈱ライダーズ・サポート・カンパニー代表取締役 PT. DAYTONA AZIA取締役
取 締 役	竹 内 一	M&A担当	
取 締 役	阿 部 修	二輪事業部	
取 締 役	杉 村 靖 彦	管理部	㈱ライダーズ・サポート・カンパニー監査役 ㈱ダートフリーク取締役 PT. DAYTONA AZIAコミサリス
取 締 役	中 川 正		
取 締 役	馬 場 智 巖		学園前総合法律事務所共同代表（弁護士）
常 勤 監 査 役	鈴 木 総 一 郎		清水総合保険㈱監査役
監 査 役	中 村 英 勝		㈱経営総合代表取締役（経営コンサルタント）
監 査 役	影 山 孝 之		影山孝之税理士事務所代表（税理士） ヨシコン㈱社外監査役

- (注) 1. 2021年3月24日開催の第49期定時株主総会終結の時をもって、朝比奈康旨氏は監査役を辞任いたしました。
2. 中川正氏及び馬場智巖氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員の届出をしております。
3. 鈴木総一郎氏、中村英勝氏及び影山孝之氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、鈴木総一郎氏は、元金融機関の理事経験者として活動、中村英勝氏は、経営コンサルタントとして活動、影山孝之氏は、税理士事務所代表として活動され、3名共財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

##### 2. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は保険会社との間で、当社のすべての役員および子会社の役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約は、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、1年ごとに契約を見直して契約を更新しております。

### 3. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の金銭報酬限度額は、1994年3月30日開催の定時株主総会において、取締役は年額2億円以内、監査役は年額3千万円以内と、それぞれ決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点における取締役の員数は5名、監査役の員数は2名であります。

なお、社外取締役を除く取締役に対して、2016年3月24日開催の第44期定時株主総会において、年額3千万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行する旨決議されております。当該定時株主総会終結時点における社外取締役を除く取締役の員数は5名であります。

#### ② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個々の取締役の報酬額および割り当てる株式の数は、株主総会において定められた報酬限度額および株式の数の上限の範囲内で、取締役会が代表取締役社長である織田哲司に一任し、各役員に求められる能力、責任および実績等を勘案し、これを決定しておりますが、各取締役に与えられた職責や職務遂行能力等を最も的確に判断出来る者が代表取締役社長であると、取締役会が判断したためであります。

#### ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役(うち 社外取締役)	63,973 (4,242)	48,801 (4,242)	— (—)	15,172 (—)	7 (2)
監査役(うち 社外監査役)	8,060 (8,060)	8,060 (8,060)	— (—)	— (—)	4 (4)

(注) 1. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額であります。

2. 内容につきましては、12ページをご参照ください。

#### 4. 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役馬場智巖氏は、学園前総合法律事務所の共同代表を兼務しております。  
当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
- 監査役鈴木総一郎氏は、清水総合保険㈱監査役を兼任しております。  
同社は損害保険代理店業務等を営んでおり、当社と同社との間には、損害保険商品の取引関係があります。
- 監査役中村英勝氏は、㈱経営総合の代表取締役を兼務しております。  
当社と同社との間には、特別な関係はありません。
- 監査役影山孝之氏は、影山孝之税理士事務所の代表及びヨシコン㈱の社外監査役を兼務しております。  
当社と同事務所及び同社との間には、特別な関係はありません。

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中川 正	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、上場企業経営者を歴任した豊富な経験に基づく視点から、経営全般にわたる課題の指摘や提言などについて活発な発言を行うことで、経営の適切な監督等を行う役割を果たしております。
取締役	馬場 智巖	当期開催の取締役会18回のすべてに出席し、弁護士として法務関係の専門的見地から、コンプライアンス体制の強化をはじめとした議案審議に必要な発言を行うことで、経営の適切な監督等を行う役割を果たしております。
監査役	鈴木総一郎	就任後開催の取締役会14回のすべてに出席、就任後開催した監査役会10回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験と知見から発言を行いました。
監査役	中村 英勝	当期開催の取締役会18回のすべてに出席、開催した監査役会14回のすべてに出席し、経営コンサルタントとして豊富な経験と知見から発言を行いました。
監査役	影山 孝之	当期開催の取締役会18回のすべてに出席、開催した監査役会14回のすべてに出席し、税理士として会計・税務の専門的見地から発言を行いました。

(注) 1. 各社外役員と当社との間には、特別な利害関係はありません。

#### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する責任限度額をもって、損害賠償責任限度額としております。

## V 会計監査人に関する事項

### 1. 名称

三優監査法人

### 2. 報酬等の額

区 分	支 払 額 (千円)
当事業年度に係る報酬等の額	22,500

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析評価、監査計画における監査時間、配員計画、職務遂行状況等を確認、検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。
2. 当社と会計監査人の監査契約において、会社法に基づく監査及び金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分することができないため、合計額を記載しております。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が法定の解任事由に該当すると監査役会が判断したときは、解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当であると判断した場合は、株主総会への付議議案とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められた場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## VI 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### 1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの有効性、効率性を維持し、経営管理機能の充実を図ることを重要な経営課題と認識し、取締役会において内部統制システム構築の基本方針を決定いたしております。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全社のコンプライアンス体制を確立し、その実効性を図るため以下の施策を講じるとともに継続的に改善、強化を図ることとする。

- ① 当社は、監査役会設置会社として、取締役会の監督及び監査を通じ、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役は、取締役会の決議に基づき、職務を遂行する。
- ② 各ステーク・ホルダーに対する社会的責任を果たすため、企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、「反社会的勢力及び団体への対



処」を遂行する。

- ③ 業務部門から独立した内部監査室を置き、社内コンプライアンス状況を監視・検証し、専任担当者は定期的に社長等に報告する。
  - ④ 内部者通報制度を含むリスク管理システムの強化に取組み、内部統制システムの充実に努める。
- (2) 取締役会の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役会は、全社的な経営目標を策定し、各担当取締役は、この目標達成に向けた具体的な施策を立案、実行する。また、経営効率を高めるため、取締役会においてその進捗管理を行う。
- (3) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社においては各担当取締役が、関係会社においては社長が、各部門の業務執行の適正を確保する責任と権限を有し、法令遵守と危機管理体制の構築並びに適正かつ効率的な職務執行を行う。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存管理を行う。取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。
- (5) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、定期的に監査上の重要事項について代表取締役と意見交換を行うとともに、他の取締役、監査法人、子会社の取締役等との情報交換に努める。
  - 2) 監査役は内部監査室と緊密な情報交換を行うとともに、管理部、経営企画室等との連携を密にし、その職務の実効を上げるための体制を確保する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮する。
- (7) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従いリスク管理に係るリスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程を制定・施行し、リスク管理体制を構築する。
  - ② リスク管理部門としてリスクマネジメント・コンプライアンス委員会がリスク管理活動を統括し、委員会事務局は管理部に設置し、規程の整備と検証・見直しを図る。
- (8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備
- 反社会的勢力対応規程、行動規範を制定・施行し、取締役並びに従業員への

徹底により、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除する。

取締役及び従業員は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、万一不当要求など何らかの関係を有してしまったときの対応については規程に従い、管理部を中心に外部専門機関と連携して速やかに関係を解消する。

(9) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、リスクマネジメント規程及びコンプライアンス規程、行動規範を制定・施行し、それらを遵守するとともに、従業員が法令・定款に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築するため、内部通報規程を制定・施行する。

## 2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保する体制の整備を行い、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会等において継続的に経営上のリスクの識別及び分析を実施し、必要に応じて社内の諸規程及び業務の見直しを実施することで内部統制システムの実効性を向上させております。

毎月1回開催する経営会議及び取締役会では当社及び子会社の業務の遂行状況の把握、課題の検討により、企業集団として迅速かつ適切な意思決定の確保に努めております。

常勤監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席して情報交換を行うとともに、重要な決裁書類を閲覧し、子会社監査役、内部監査室及び会計監査人と連携することにより、監査の実効性の向上に努めております。

以 上

---

(注) 本事業報告の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産合計</b>	<b>5,674,759</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>2,282,175</b>
現金及び預金	1,350,304	買掛金	441,311
受取手形及び売掛金	1,179,063	短期借入金	584,673
たな卸資産	2,688,203	1年内返済	301,126
その他の	465,036	予定長期借入金	451,513
貸倒引当金	△7,848	未払法人税等	93,550
		賞与引当金	19,801
<b>固定資産合計</b>	<b>2,494,591</b>	株主優待引当金	390,199
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,811,925</b>		
建物及び構築物	511,231	<b>固定負債合計</b>	<b>442,466</b>
機械装置及び運搬具	368,439	長期借入金	395,938
土地	863,790	退職給付に係る負債	1,453
その他	68,462	その他	45,074
<b>無形固定資産合計</b>	<b>438,825</b>		
のれん	390,322	<b>負債合計</b>	<b>2,724,642</b>
その他	48,503		
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>243,840</b>	<b>純資産の部</b>	
繰延税金資産	190,519	株主資本	5,388,629
その他	56,717	資本金	412,456
貸倒引当金	△3,396	資本剰余金	482,743
		利益剰余金	5,122,447
		自己株式	△629,018
		その他の包括利益累計額	△21,734
		為替換算調整勘定	△21,734
		新株予約権	76,725
		非支配株主持分	1,088
		<b>純資産合計</b>	<b>5,444,709</b>
<b>資産合計</b>	<b>8,169,351</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>8,169,351</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,536,705
売 上 原 価		7,323,113
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>5,213,592</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,385,441
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,828,150</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	453	
受 取 手 数 料	11,490	
為 替 差 益	21,108	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 益	14,815	
試 作 品 等 の 売 却 代 他	11,586	
		15,478
		74,934
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,655	
支 払 手 数 料	2,000	
そ の 他	1,650	
		14,306
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,888,778</b>
特 別 利 益		
特 別 利 益		
特 別 損 失		
特 別 損 失	619	619
特 別 損 失	1,431	
特 別 損 失	5,178	6,610
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,882,788</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	632,937	
法 人 税 等 調 整 額	△74,418	558,519
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,324,269</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		996
<b>親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益</b>		<b>1,323,272</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	412,456	483,128	3,906,995	△628,823	4,173,756
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△107,820		△107,820
連結子会社株式の取得による持分の増減		△384			△384
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,323,272		1,323,272
自 己 株 式 の 取 得				△195	△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△384	1,215,452	△195	1,214,872
当 期 末 残 高	412,456	482,743	5,122,447	△629,018	5,388,629

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	△22,595	△22,595	61,552	88	4,212,802
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△107,820
連結子会社株式の取得による持分の増減					△384
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益					1,323,272
自 己 株 式 の 取 得					△195
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	861	861	15,172	1,000	17,033
当 期 変 動 額 合 計	861	861	15,172	1,000	1,231,906
当 期 末 残 高	△21,734	△21,734	76,725	1,088	5,444,709

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

すべての子会社を連結しております。

(株)ライダーズ・サポート・カンパニー

PT. DAYTONA AZIA

(株)ダートフリーク

### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)ライダーズ・サポート・カンパニー及びPT. DAYTONA AZIAの決算日は、連結決算日と同じであります。

(株)ダートフリークの決算日は9月30日であります。当連結会計年度との差異が3ヶ月を超えていないため、連結計算書類作成にあたっては同日現在の計算書類を使用し、連結決算日の間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 3. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ①たな卸資産の評価基準及び評価方法

主として、総平均法に基づく原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

##### ②デリバティブ

時価法

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産(リース資産を除く)…定率法

なお、当社及び国内連結子会社は、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

3年～50年

##### ②無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

### ③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

### ④長期前払費用

定額法によっております。

## (3) 重要な引当金の計上基準

### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ②賞与引当金

従業員賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。

### ③株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

## (4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

## (5) のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却しております。

## (6) その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## II. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

商品	2,685,546千円
貯蔵品	2,657千円
たな卸資産	2,688,203千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループの商品は主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、期末における正味売却価額が取得価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって連結貸借対照表価額としております。また、過去の販売実績等により回転期間を算出し、将来の販売予測数量を超える商品を過剰在庫として識別し、帳簿価額を販売可能見込額まで切り下げの方法を採用しております。

販売先への出荷状況や仕入先の供給状況などの市場動向を勘案し、適正在庫水準の維持に努めておりますが、急激な市場の変化により商品需要が経営者のコントロール不能な要因によって大きく変動した場合、保有しているたな卸資産に滞留が生じます。その結果、過剰在庫の評価方針が実態と乖離した場合、翌連結会計年度の商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## III. 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,130,289千円
2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

建	物	377,099千円
土	地	856,835千円
計		1,233,935千円

(2) 上記に対応する債務

短期借入金	21,250千円
長期借入金	179,204千円
(1年内返済予定長期借入金を含む)	
計	200,454千円

3. 保証債務

下記の者の金融機関借入金に対し、債務保証を行っております。

従業員	5,068千円
-----	---------



#### IV. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	3,604,600	—	—	3,604,600
合計	3,604,600	—	—	3,604,600

##### 2. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月24日 定時株主総会	普通株式	107,820	46.0	2020年 12月31日	2021年 3月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月23日 定時株主総会	普通株式	187,509	利益剰余金	80.0	2021年 12月31日	2022年 3月24日

(注) 上記(2)の配当総額は、当定時株主総会において決議予定の金額であります。

##### 3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 115,600株

## V. 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入によって調達する方針であります。

デリバティブ取引は、特性を評価し、安全性が高いと判断された金融商品のみを利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、輸出入取引に伴う外貨建て債権債務があり、為替の変動リスクを有しております。

借入金は、主に設備投資・運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、このうち一部は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は営業債権については、販売管理規定及び与信管理規定に従い、営業推進担当が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

##### ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、長期借入金の金利変動リスクに対して、固定利率契約取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

外貨建ての債権・債務については、先物為替予約などによるヘッジを行い、為替リスクを最小限に止める努力をしております。

##### ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき毎月資金繰り計画を作成するとともに、当座貸越枠の設定によって手許流動性を維持しており流動性リスクを管理しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,350,304	1,350,304	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,179,063		
貸倒引当金 ※1	△7,848		
	1,171,215	1,171,215	—
資 産 計	2,521,519	2,521,519	—
(1) 買掛金	441,311	441,311	—
(2) 短期借入金	584,673	584,673	—
(3) 長期借入金 ※2	697,064	696,893	△170
負 債 計	1,723,048	1,722,878	△170
デリバティブ取引 ※3	(4,869)	(4,869)	—

※1 個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

※2 1年内返済予定長期借入金を含めております。

※3 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( ) で示しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項 資産

##### (1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

#### 負債

##### (1) 買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

### (3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定する方法によっております。

#### (注)2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,350,304	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,179,063	—	—	—
合 計	2,529,368	—	—	—

#### (注)3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
短期借入金	584,673	—	—	—	—	—
長期借入金	301,126	157,884	130,178	59,830	42,296	5,750
合 計	885,799	157,884	130,178	59,830	42,296	5,750

## VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 2,289円75銭
- 1株当たり当期純利益 564円56銭

## VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産合計</b>	<b>3,246,620</b>	<b>流動負債合計</b>	<b>1,003,011</b>
現金及び預金	803,480	買掛金	243,902
受取手形金	6,000	1年内返済 予定長期借入金	165,554
売掛金	856,374	リース債務	930
商 貯蔵品	1,290,639	未払金	114,807
前 渡金	914	未払費用	51,959
前 払費用	105,964	未払法人税等	308,510
そ の 他	17,141	前受金	19,808
貸 倒引当金	172,800	預り金	32,331
	△6,695	賞与引当金	45,364
		株主優待引当金	19,801
		そ の 他	41
<b>固定資産合計</b>	<b>2,276,013</b>	<b>固定負債合計</b>	<b>169,767</b>
<b>有形固定資産合計</b>	<b>1,291,807</b>	長期借入金	153,306
建物	292,066	リース債務	2,093
構築物	78,138	資産除去債務	14,367
機械及び装置	311,876	<b>負債合計</b>	<b>1,172,778</b>
車輛運搬具	5,748	<b>純資産の部</b>	
工具器具備品	30,406	株主資本	4,273,129
土地	568,711	資本金	412,456
リース資産	4,858	資本剰余金	485,563
<b>無形固定資産合計</b>	<b>44,192</b>	資本準備金	340,117
商標権	1,399	その他資本剰余金	145,445
ソフトウェア	42,244	<b>利益剰余金</b>	<b>4,004,128</b>
その他	549	利益準備金	52,579
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>940,013</b>	その他利益剰余金	3,951,549
関係会社株式	806,423	別途積立金	1,150,000
出資金	20	繰越利益剰余金	2,801,549
関係会社長期貸付金	630,798	<b>自己株式</b>	<b>△629,018</b>
長期前払費用	1,742	新株予約権	76,725
繰延税金資産	99,028	<b>純資産合計</b>	<b>4,349,855</b>
その他	4,639	<b>負債・純資産合計</b>	<b>5,522,633</b>
貸倒引当金	△602,638		
<b>資産合計</b>	<b>5,522,633</b>		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,856,794
売 上 原 価		4,779,122
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>3,077,672</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,820,468
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,257,204</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,982	
受 取 手 数 料	4,468	
受 取 配 当 金	60,004	
経 営 指 導 料	24,000	
為 替 差 益	17,752	
そ の 他	8,302	117,509
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,093	
そ の 他	678	3,771
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,370,941</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	463	463
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,172	1,172
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,370,231</b>
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	441,316	
法 人 税 等 調 整 額	△46,437	394,878
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>975,353</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	利益準備金	その他利益剰余金		
					特別償却 準 備 金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金
当 期 首 残 高	412,456	340,117	145,445	52,579	14,522	1,150,000	1,919,494
事業年度中の 変 動 額							
剰余金の配当							△107,820
特別償却 準備金の取崩					△14,522		14,522
当期純利益							975,353
自己株式の取得							
株主資本以外の項目 の当期変動額							
事業年度中の 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△14,522	-	882,055
当 期 末 残 高	412,456	340,117	145,445	52,579	-	1,150,000	2,801,549

	株 主 資 本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△628,823	3,405,792	61,552	3,467,345
事業年度中の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△107,820		△107,820
特別償却準備金の取崩		-		-
当 期 純 利 益		975,353		975,353
自己株式の取得	△195	△195		△195
株主資本以外の項目 の 当 期 変 動 額			15,172	15,172
事業年度中の 変 動 額 合 計	△195	867,337	15,172	882,509
当 期 末 残 高	△629,018	4,273,129	76,725	4,349,855

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法に基づく原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

貯蔵品……………最終仕入原価法

### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く) 取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については3年間で均等償却する方法によっております。  
ただし1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く) ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）による定額法によっております。

長期前払費用……………定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

株主優待引当金……………株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を合理的に見積り計上しております。

### 5. 消費税等の会計処理……………税抜方式を採用しております。



## II. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## III. 会計上の見積りに関する注記

(商品の評価)

(1) 当事業年度の貸借対照表に計上した金額

商品	1,290,639千円
----	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社の商品は主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっており、期末における正味売却価額が取得価額を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、過去の販売実績等により回転期間を算出し、将来の販売予測数量を超える商品を過剰在庫として識別し、帳簿価額を販売可能見込額まで切り下げる方法を採用しております。

販売先への出荷状況や仕入先の供給状況などの市場動向を勘案し、適正な在庫水準の維持に努めておりますが、急激な市場の変化により商品需要が経営者のコントロール不能な要因によって大きく変動した場合、保有している商品在庫に滞留が生じます。その結果、過剰在庫の評価方針が実態と乖離した場合、翌事業年度の商品の評価に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## IV. 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務(貸借対照表に区分掲記した勘定科目は除く)

短期金銭債権	39,258千円
--------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,167,050千円

3. 担保に供している資産及びこれに対応する債務は、次のとおりであります。

(1) 担保に供している資産

建	物	291,504千円
---	---	-----------

土	地	568,711千円
---	---	-----------

計	860,215千円
---	-----------

(2) 上記に対応する債務

長期借入金	100,454千円
-------	-----------

(1年内返済予定長期借入金を含む)

#### 4. 保証債務

関係会社の金融機関借入金の債務及び仕入債務並びに従業員の金融機関借入金に対し、下記のとおり債務保証を行っております。

㈱ライダーズ・サポート・カンパニー(借入金)	230,000千円
PT. DAYTONA AZIA(借入金)	34,673千円
㈱ライダーズ・サポート・カンパニー(仕入債務)	141,054千円
従業員	5,068千円
計	410,795千円

#### 5. 受取手形割引高

受取手形裏書譲渡高	40,000千円
-----------	----------

### V. 損益計算書に関する注記

#### 1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	15,208千円
仕入高	2,722千円
販売費及び一般管理費	83千円
営業外取引	
受取配当金他	86,599千円

### VI. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,260,672	59	—	1,260,731
合計	1,260,672	59	—	1,260,731

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加 59株

## VII. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

棚卸資産評価損	9,155千円
賞与引当金	13,545千円
未払事業税	12,216千円
関係会社株式評価損	172,389千円
貸倒引当金	181,947千円
その他	93,790千円
繰延税金資産小計	483,044千円
評価性引当額	△381,278千円
繰延税金資産合計	101,765千円

(繰延税金負債)

その他	△2,736千円
繰延税金負債合計	△2,736千円
繰延税金資産の純額	99,028千円

## VIII. リースにより使用する固定資産に関する注記

ファイナンス・リース取引

### (1) リース資産の内容

有形固定資産

営業用車両（車輛運搬具）であります。

### (2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存簿価をゼロとする定額法によっております。

## IX. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社・役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	㈱ライダーズ・サポート・カンパニー	二輪車用 部品・用品 の小売 販売	85.3%	役員の兼任 経営指導	資金の回収 (注)1.	3,250	その他 流動資産 関係会社 長期貸付金	7,800
					利息の受取 (注)1.	2,576	未収収益	28
					債務保証(注)2.	371,054	—	—
					経営指導料の受取 (注)3.	12,000	—	—
子会社	㈱ダートフリース	二輪車 用部品・用品 の卸 売販売	100.0%	役員の兼任 経営指導	経営指導料の受取 (注)3.	12,000	—	—
					配当金の受取 (注)5.	60,003	—	—

#### 取引条件等の決定方針

(注)1. 当社が調達している借入の利率等を勘案し決定しております。

(注)2. 銀行借入及び仕入債務につき、債務保証を行っております。なお、当該債務保証に対し、保証料は受領しておりません。

(注)3. 経営指導料につきましては、契約条件により決定しております。

(注)4. 子会社への長期貸付金の金銭債権に対して、貸倒引当金602,638千円を計上しております。

(注)5. 配当金の受取につきましては、経営環境や業績動向を勘案して、収益、財務状況及び資金の運用状況に応じ、合理的に決定しております。

## X. 1株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 1,823円10銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 416円12銭   |

## XI. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社デイトナ  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社デイトナの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デイトナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社デイトナ  
取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

名古屋事務所

指 定 社 員 公認会計士 林 寛 尚  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 鈴 木 啓 太  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社デイトナの2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査人その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月24日

株式会社デイトナ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 鈴木 総一郎 ⑩

監査役（社外監査役） 中村 英勝 ⑩

監査役（社外監査役） 影山 孝之 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、将来の事業展開等に必要な内部留保を確保しつつ利益水準を勘案して、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。当期の配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案して、期末普通配当を70円とさせていただきたく存じます。

また、当社は2022年4月1日をもちまして、創業50周年を迎えます。つきましては、これまでご支援を賜りました株主の皆様への感謝の意を表すため、記念配当10円を加えて、期末配当は1株につき80円とさせていただきたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金80円（うち普通配当70円、記念配当10円）

配当総額 187,509,520円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月24日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

① 当社は、第37期定時株主総会決議において、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の導入および本買収防衛策の実施に必要な定款変更を実施いたしました。当該買収防衛策は既に有効期間が満了しておりますので、現行定款第10条（新株予約権無償割当ての決定機関等）第2項各号の規定を削除するものであります。

② 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を以下のとおり変更するものであります。

(1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3) 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

(4) 上記(1)乃至(3)の新設・削除にともない、第6章雑則のなかに効力発生日等に関する規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

[下線部分は変更箇所であります]

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新株予約権無償割当ての決定機関等)            第10条 新株予約権無償割当てに関する事項については、株主総会もしくは取締役会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。</p> <p><u>2. 当社は、買収防衛策の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項の全部又は一部を定めることができる。</u></p> <p><u>(1) 買収防衛策において定める一定の者(以下「非適格者」という。)は当該新株予約権を行使することができないこと</u></p> <p><u>(2) 当社が非適格者以外の者のみから当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式を交付することができること</u></p> <p><u>(3) 当社が非適格者から当該新株予約権を取得し、これと引換えに当会社の株式、新株予約権、社債、金銭その他の対価を交付することができること</u></p> <p>なお、「買収防衛策」とは、当社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うこと等により当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、買収が開始される前に導入されるものをいう。</p>	<p>(新株予約権無償割当ての決定機関等)            第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条～第15条（条文省略）</p> <p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u></p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>（新設）</p>	<p>第11条～第15条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（株主総会参考書類等の電子提供措置等）</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日迄に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>第17条～第38条（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第17条～第38条（現行どおり）</p> <p>（株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置）</p> <p>第39条 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（株主総会参考書類等の電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生じるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有するものとする。</p> <p>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会から3ヶ月経過した日のいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>



### 第3号議案 取締役7名選任の件

取締役織田哲司、鈴木紳一郎、竹内一、阿部修、杉村靖彦、中川正、馬場智巖の7名は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数	当社との特別の利害関係
1	おだてつじ司 (1961年10月7日生)	1990年6月 当社入社 1994年7月 当社研究開発部長代理 1998年5月 当社開発グループリーダー 2008年12月 当社調達開発部長 2009年7月 当社企画開発部長 2010年3月 当社取締役 2011年1月 当社国内事業部長 2012年1月 当社二輪事業部長 2013年4月 PT. DAYTONA AZIA取締役(現任) 2016年3月 当社代表取締役社長(現任) 2017年10月 ㈱ダートフリーク取締役(現任) 2017年10月 ㈱プラス取締役 (重要な兼職の状況) PT. DAYTONA AZIA取締役 ㈱ダートフリーク取締役	8,800株	なし
2	すずきしんいちろう (1961年1月27日生)	1984年9月 阿部商事㈱(現㈱デイトナ)入社 1992年3月 当社営業開発課長 1993年4月 当社営業推進部長代理 1998年3月 当社四輪グループリーダー 2001年12月 当社二輪事業部長 2002年3月 当社取締役 2003年3月 当社代表取締役副社長 2005年3月 当社代表取締役社長 2007年4月 PT. DAYTONA AZIA取締役(現任) 2008年3月 ㈱ライダーズ・サポート・カンパニー取締役 2016年3月 ㈱ライダーズ・サポート・カンパニー代表取締役(現任) 2016年3月 当社代表取締役会長 2018年3月 当社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) PT. DAYTONA AZIA取締役 ㈱ライダーズ・サポート・カンパニー代表取締役	19,700株	なし

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
3	あべ おさむ 阿部 修 (1967年3月5日生)	2000年1月 当社入社 2005年1月 当社ビッグバイクグループグループリーダー 2008年1月 当社カスタムグループシニアグループリーダー 2009年1月 当社開発2グループグループリーダー 2009年7月 当社ツーリンググループグループリーダー 2011年1月 当社ツーリンググループDiv統括グループリーダー 2012年1月 当社ツーリンググループグループリーダー 2016年3月 当社取締役(現任) 2016年3月 当社二輪事業部長(現任)	1,500株	なし
4	すぎむら やす ひこ 杉村 靖彦 (1968年9月21日生)	1989年3月 当社入社 1993年4月 当社営業推進部 2005年1月 当社経営企画プロジェクト 2008年1月 当社管理部 2009年1月 当社管理部グループリーダー 2015年3月 (株)ライダーズ・サポート・カンパニー監査役(現任) 2016年3月 当社取締役(現任) 2016年3月 当社管理部長(現任) 2017年10月 (株)ダートフリーク取締役(現任) 2017年10月 (株)プラス取締役 2019年6月 PT. DAYTONA AZIA コミサリス(現任) (重要な兼職の状況) (株)ライダーズ・サポート・カンパニー監査役 (株)ダートフリーク取締役 PT. DAYTONA AZIA コミサリス	2,200株	なし

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
5 ※	いしだ けいいちろう 石田 敬一郎 (1970年9月4日生)	1994年4月 当社入社 2002年10月 当社ビッグバイクグループグル ープリーダー 2005年1月 当社ツーリンググループグル ープリーダー 2008年12月 当社営業グループグル ープリーダー 2010年10月 当社営業推進グループグル ープリーダー 2014年3月 (株)ライダーズ・サポート・カン パニー取締役 2019年10月 (株)ダートフリーク取締役 2020年10月 (株)ダートフリーク代表取締役社 長(現任) (重要な兼職の状況) (株)ダートフリーク代表取締役社長(現任)	一株	なし
6	ばんば ともよし 馬場 智巖 (1976年10月12日生)	2000年11月 司法試験合格 2001年3月 同志社大学大学院 法学研究科修了 2002年10月 司法修習修了 2002年10月 川崎法律事務所入所 (奈良弁護士会登録) 2016年3月 当社取締役(現任) 2016年12月 学園前総合法律事務所共同代表 (弁護士)(現任) (重要な兼職の状況) 学園前総合法律事務所共同代表(弁護士)	500株	なし

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
7 ※	にし お まさゆき 西尾 正由紀 (1953年12月24日生)	1977年4月 ㈱河合楽器製作所入社 2005年2月 同社マーケティング戦略室長 2006年2月 同社海外統括部営業部長 2008年8月 同社執行役員 2013年6月 同社取締役海外統括部長 2015年6月 同社常務取締役 2016年6月 同社専務取締役 2020年6月 同社常勤監査役（現任） （重要な兼職の状況） ㈱河合楽器製作所常勤監査役	一株	なし

- (注) 1. ※は新任取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者馬場智巖氏及び西尾正由紀氏は、社外取締役候補者であります。
4. 取締役候補者馬場智巖氏は、弁護士として活躍されており、知識、経験を活かしてコンプライアンス体制の強化に十分な役割を果たすことで、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。
5. 取締役候補者西尾正由紀氏は、東証一部上場企業の取締役及び監査役を経験され、コーポレートガバナンスの強化に十分な役割を果たすこと、および長い間海外勤務も経験されていることから、グローバルな視点に基づく助言をいただけることで、社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
6. 当社と馬場智巖氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。西尾正由紀氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であり、馬場智巖氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回の保険契約更新時には同内容での更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって常勤監査役鈴木総一郎、監査役中村英勝、影山孝之の3名は任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
1	すずき 総一郎 (1952年9月22日生)	1975年4月 ㈱清水銀行入行 1994年6月 同行袋井支店長 2005年4月 同行理事浜松支店長 2008年6月 清水信用保証㈱代表取締役社長 2017年6月 清水総合保険㈱監査役(現任) 2021年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 清水総合保険㈱監査役	一株	なし
2	なかむら 英勝 (1941年11月12日生)	1960年4月 ヤマハ発動機㈱入社 1979年3月 中村生産合理化事務所設立 1983年3月 ㈱経営総合設立代表取締役(現任) 2006年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱経営総合代表取締役	1,100株	なし
3	かげやま 孝之 (1954年11月3日生)	1973年4月 名古屋国税局 入局 2004年7月 豊橋税務署 特別国税調査官 2006年7月 岡崎税務署 筆頭副署長 2010年7月 名古屋国税局 特別国税調査官 2012年7月 藤枝税務署 署長 2013年7月 名古屋国税局 統括国税調査官 2014年7月 刈谷税務署 署長 2015年9月 税理士登録 影山孝之税理士事務所代表(税理士)(現任) 2016年6月 ヨシコン㈱社外監査役(現任) 2016年9月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 影山孝之税理士事務所代表(税理士) ヨシコン㈱社外監査役	一株	なし

- (注) 1. 鈴木総一郎氏、中村英勝氏及び影山孝之氏は、社外監査役候補者であります。  
2. 鈴木総一郎氏は、当社監査役として1年間就任しており、金融機関においては理事を、信用保証会社においては代表取締役社長をそれぞれ歴任され、その後監査役も経験されておりますので、職務を適切に遂行できると判断し、社外監査役候補者いたしました。  
3. 中村英勝氏は、当社監査役として16年間就任しており、経営コンサルタントとして幅広い知識・経験を有し、職務を適切に遂行することができるものと判断しております。  
4. 影山孝之氏は、当社監査役として5年6ヶ月間就任しており、直接会社の経営に関与された

経験はありませんが、名古屋国税局に入局以来、国税調査官、税務署長等を歴任するなど、専門的知識、経験を有しております。また現在はその豊富な知見を活かし税理士事務所を開所するとともに、ヨシコン(株)の社外監査役を務めております。よって当社の監査役としての職務も適切に遂行できるものと判断しております。

5. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、鈴木総一郎氏、中村英勝氏、影山孝之氏の3名と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしており、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回の保険契約更新時には同内容での更新を予定しております。

### 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案についてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数	当社との 特別の 利害関係
のずえ しげる 野末茂 (1956年4月13日生)	2003年9月 税理士登録 2003年12月 税理士法人イワタックス設立 2007年4月 税理士法人イワタックス代表社員就任(現任)	一株	なし

- (注) 1. 候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 野末茂氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 野末茂氏は、税理士として、税務ならびに会計分野における専門的知識と経験を有しており、また、税理士法人の代表社員として、会社経営に関する豊富な実務経験もあり、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 野末茂氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低限度額であります。
5. 当社は、同氏が代表を務める税理士法人と、税務業務の委託契約を締結しておりますが、その報酬額は年間960千円と少額であり、利益相反の生じる恐れはないものと判断しております。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしており、野末茂氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、1994年3月30日開催の第22期定時株主総会において、年額2億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）とご承認いただいております。また、2016年3月24日開催の第44期定時株主総会において、上記の取締役の報酬等の額とは別枠にて取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとして年額3千万円以内で新株予約権を割当てることにつきご承認をいただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対して、現行の株式報酬型ストック・オプションに代え、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

つきましては、上記株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の定めを廃止し、これに代わるものとして、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭債権の総額を年額3千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない）としたいと存じます。

本議案につきご承認をいただいた場合、既に付与済みのものを除き、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止することとし、今後、取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を新たに発行しないことといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付

株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

### 【本割当契約の内容の概要】

#### （１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より３年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という）。

#### （２）退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という）満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

#### （３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

### 【ご参考】

第6号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当社の「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を以下の内容に変更することを、2022年2月15日開催の取締役会で決議しております。

#### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能発揮とともに株主との価値共有を図る報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬＋短期インセンティブ報酬）及び中長期のインセンティブとなる株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみを支払うこととしております。

#### b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬の決定は、職責、従業員給与水準、他社水準等を総合的勘案した固定報酬と中期経営計画の実現に向けて策定された年度計画の達成状況を定量的、定性的に評価して決定する短期インセンティブ要素のある変動報酬で構成され、社外取締役で構成する報酬委員会で検討の上、取締役会の決議により決定し、月額の基本報酬とすることとしております。

なお、社外取締役の月額の基本報酬については固定報酬のみとしております。

c. 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬は、譲渡制限付株式報酬とし、業績向上及び当社の企業価値の持続的な向上を図る中長期のインセンティブを与えると同時に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として導入し、基本報酬枠とは別枠で、個々の取締役の役位、職責等を総合的に勘案し、報酬委員会の諮問を経て取締役会の決議により決定することとしております。

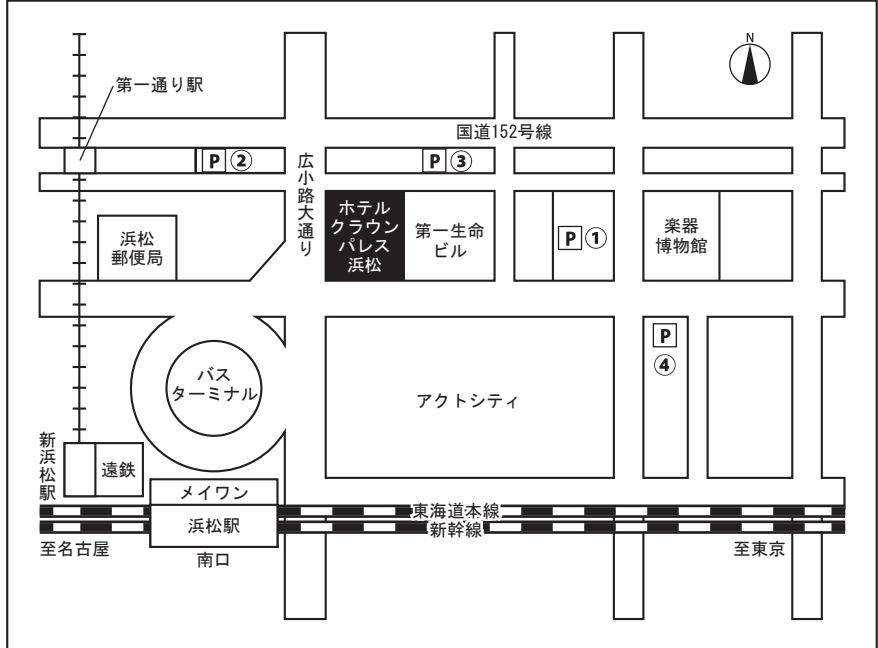
なお、個々の報酬額に占める比率につきまして、取締役は、基本報酬（固定報酬60%＋変動報酬15%）＋株式報酬25%、使用人兼務取締役は、基本報酬（固定報酬85%＋変動報酬5%）＋株式報酬10%と定め、役位が高い者ほど業績連動性を高める設定としております。

以 上



# 株主総会会場ご案内図

会場：ホテルクラウンパレス浜松 4階 芙蓉の間  
(静岡県浜松市中区板屋町110-17 TEL 053-452-5111)



## ご案内

- ご来館の際は、なるべく公共の交通機関をご利用ください。駅からは地下通路をご利用いただきますと便利です。
- ホテルクラウンパレス浜松契約駐車場がございます。上記地図の駐車場をご利用ください。  
※ホテル地下駐車場は、3ナンバー車・ワゴン車・RV車はご利用になれません。

ホテルクラウンパレス浜松契約駐車場

- ①丸倉本社モータープール ②丸倉広小路モータープール ③ふら〜っと24 ④市営駐車場（駅北）  
※上記駐車場に限り、駐車場無料チケットを4階クロークにてお渡しいたします。

## 電車でご来場の場合

- ・JR線浜松駅（東海道新幹線／東海道本線）下車 徒歩3分。
- ・遠州鉄道新浜松駅下車 徒歩5分。 ※ホテルと駅とは地下広場でつながっています。

## 自動車でご来場の場合

- ・東名高速道路浜松インター・浜松西インターより車で30分。新東名高速道路浜松浜北インターからは約40分。